

# 令和5年度 国際社会青年育成事業

## 応募要領

本事業は、世界共通の社会課題の解決に貢献する日本青年を育成するため、世界的な社会課題をテーマに設定し、当該テーマに関する特徴的な取組を実施している2地域4か国の青年と我が国の当該テーマに関わる分野に1) 従事している青年及び2) 関心を有する青年との議論を通じてマルチ・ケース・スタディを行うものです。

当該外国青年と我が国の青年との議論を通じて、青年相互の友好と理解を促進し、国内各地域の青年の国際的視野を広げ、国際協調の精神の醸成と国際協力の実践力を向上させることにより、国際社会で指導性を発揮できる青年を育成するとともに、青年による社会貢献活動への寄与を目的としております。

### 1 テーマおよび交流対象国

#### (1) テーマ

欧州地域（エストニア共和国、デンマーク王国）テーマ：ITの活用

中南米地域（ドミニカ共和国、ペルー共和国）テーマ：災害・気候変動問題への対応

※ 交流対象国は調整中

### 2 事業の構成及び内容

本事業は、「日本青年海外派遣」、「外国青年日本招へい」、「国際青年交流会議」、日本参加青年に対する研修（合宿及びオンラインによる事前研修、出発前研修及び帰国後研修）、日本参加青年と外国参加青年とのオンライン交流及び日本参加青年が行うオンライン事業報告会によって構成されます。

(1) 日本参加青年と外国参加青年とのオンライン交流【使用言語：英語または日本語（通訳有）】  
参加青年間の意見交換及びディスカッションの準備等をテーマ別に行う。

(2) 日本青年海外派遣【使用言語：英語または日本語（通訳有）】

派遣国において以下の活動を行う。

- ① 文化紹介
- ② ホームステイ等を通じた派遣国の青年との交流
- ③ 国際協力活動やボランティア活動などの社会活動現場の体験
- ④ 産業・文化・教育・環境・社会福祉等の関連施設の訪問
- ⑤ 派遣国の青年等とのディスカッション
- ⑥ 政府機関等訪問等

(3) 国際青年交流会議【使用言語：英語または日本語（通訳有）】

外国参加青年と日本参加青年等が一堂に会し、テーマ別ディスカッションのほか、成果

発表等を行う。

(4) 日本参加青年に対する研修【使用言語：日本語】

① 事前研修（合宿およびオンライン）

本事業の趣旨及び内容並びに交流対象国についての理解を深め、日本参加青年としての心構えや派遣国における活動の基本を習得するとともに、外国青年とのディスカッションに即応する実践的な英語の表現、ディスカッションテーマにかかる理解を深め、出発前研修までの自主研修期間の準備として目標を明確にする。

② 出発前研修

派遣国における諸活動の最終準備と確認を行う。

③ 帰国後研修

事業成果を取りまとめ、その成果を踏まえ、事業終了後に諸活動を開始するための手法等を習得する。

(5) オンライン事業報告会【使用言語：日本語】

事業に参加して得た知識や経験等について、国際交流に関心ある一般の青少年に向けて報告を行う。また、その報告に基づき、国際交流の在り方や国際社会における青少年の役割などについて、既参加青年と一般の青少年が意見交換を行うことにより、青少年の国際交流等に関する理解を深め、また、更なる事後活動を促す。

3 開催日時（調整中）

① 事前研修（合宿、全4日）

令和5年7月5日（水）～7月8日（土）

② 事前研修（オンライン、2日）

令和5年7月16日（日）及び7月23日（日）各日3時間程度

③ オンライン交流（地域別に各1日）

中南米地域：令和5年9月2日（土）、欧州地域：9月3日（日）

④ 出発前研修（2日）

令和5年10月4日（水）及び10月5日（木）

⑤ 日本青年海外派遣（10日）

令和5年10月6日（金）～10月15日（日）

- ⑥ 国際青年交流会議（4日）  
令和5年10月16日（月）～10月19日（木）
- ⑦ 帰国後研修（2日）  
令和5年10月20日（金）～10月21日（土）
- ⑧ オンライン事業報告会（1日）  
令和6年2月中

※ 諸般の事情により、日程が変更されることがあります。

#### 4 募集人数

日本参加青年 24名（欧州地域 12名、中南米地域 12名）

※ 外国参加青年は1か国8名程度、日本・外国で合計56名程度が参加予定

#### 5 応募要件等

- (ア) 日本の国籍を有すること。
- (イ) 令和5年4月1日現在、18歳以上33歳以下の者であること。ただし、テーマ（ITの活用または災害・気候変動問題への対応）に関係する分野に従事している者については40歳以下も可とする。
  - ※ （令和6年度以降に実施する事業においては、事業実施年度の4月1日現在、18歳以上30歳以下とする予定です。テーマに関係する分野に従事している者については、引き続き、40歳以下も可とする予定です。
- (ウ) 健康で協調性に富み、事業の計画に従って規律ある行動ができる者であること。
- (エ) あらかじめ定められたテーマに関心があること。
- (オ) 日本の社会、文化等について相当程度の知識を有すること。
- (カ) 交流対象国に対して関心と理解があること。
- (キ) 本事業における活動（ディスカッション等）を円滑に行うことができる英語力を有すること。ただし、テーマ（ITの活用または災害・気候変動問題への対応）に関係する分野に従事している者については英語力を問わない。
- (ク) テーマに関する分野に従事している者については、当該分野の社会活動の経験が原則3年以上ある者で、専門とする社会活動について、相当程度の知識又は技能を有すること。
- (ケ) 事前研修（合宿及びオンライン）、オンライン交流、出発前研修、海外派遣、帰国後研修及びオンライン事業報告会の全日程に参加できること。
- (コ) 本事業終了後もその経験をいかして社会活動を活発に行うことが期待できること。
- (サ) 自らの負担でオンライン交流に必要な機材（パソコンのほか、インターネットに接続できる環境等）を準備できること。
- (シ) 事業内において、内閣府及び本事業の支援業務を受注した業者が撮影した写真及び動画等について、内閣府及び関係団体のHP、SNS及びその他広報に用いることに同

意すること。

- (ス) 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症対策について、内閣府が求める必要な対応（ワクチン接種、マスク着用、手指消毒、検査など）について協力できること

※日本入国時の検疫措置等が強化された場合には、参加にあたり別途対応を求める可能性があります。

- (セ) 内閣府主催の青年国際交流事業に参加していないこと。

※令和2年度以降に内閣府が実施したオンライン交流事業に参加した者は、応募は可能です。

※令和4年度に内閣府が実施した「世界青年の船事業（ハイブリッド）」及び「国際社会青年育成事業（ハイブリッド）」に参加した者は、応募することはできません。

## 6 応募方法

内閣府のホームページにある応募方法に従ってご応募ください。

<https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/bosyu-2023.html>

※ 参加申込書による書類選考の後ウェブテスト及びオンライン面接による2段階での選考を行います（参加申込書には、学歴、職歴、経験等に加え、1200字以内の応募理由（志望動機）を記入していただきます。）。

※ テーマに関係する分野に従事している者については、応募要件（ク）を満たすことを説明する書類（A4一枚程度、書式自由）を参加申込書に添付してください。

※ 健康診断書（様式自由、令和5年1月以降に受診の上作成されたもの）を参加申込書に添付してください。

※ 書類選考の合否判定については令和5年5月16日（火）頃までに、応募者全員に対し参加申込書に記載されたE-mailアドレスへ結果を通知します。合格者に対しては、最終選考となるオンライン面接試験（個人面接を5月23日（火）～6月5日（月）の間で実施予定、なお日時の指定はできません。）を行うための詳細を併せて連絡いたします。

ただし、応募要件の（ク）を満たす者については、個人面接及びグループ面接ともに日本語で行い、グループ面接は討議方式（グループディスカッション）で行う予定です。

オンライン面接による選考の合否判定については6月13日（火）頃までに面接受験者全員にメールにて結果を通知いたします。

**参加申込書提出の締切：令和5年5月10日（水）12時（正午）**

※ 参加申込書はメールによる申請のみの受け付けとなります。郵送による申請は不可となりますのでご注意ください。

## 7 参加決定条件

事業への参加決定に当たっては、5に記載する応募要件等を満たし、事前研修（合宿およびオンライン）、オンライン交流、出発前研修、海外派遣、国際青年交流会議、帰国後

研修及びオンライン事業報告会を含む全日程に参加することを条件とします（参加申込書に所定欄があります。）。

ただし、参加青年として決定後であっても、応募要件等に反することが判明した場合、オンライン事前研修以降に開催される全日程に参加しなかった場合、その他、参加青年として不適当と認められる行動があった場合には、参加決定を取り消すことがあります。

## 8 併願について

### (1) 併願の条件

内閣府が主催する国際交流事業に最大2事業まで併願することが可能です。併願をする場合には、各事業の選考試験を受ける必要があります。また、参加できる事業は1つの事業のみです。

### (2) 提出書類

併願を希望する場合は、参加申込書に必ず希望順位を記入し、応募理由（志望動機）を記入してください。

### (3) 受験資格

併願受験者に対して内閣府が合格を出す際は、参加申込書の希望順位に基づき、受験者1名に対して1つの合格事業を決定します。

## 9 その他

(ア) 参加費：15～18万円程度（見込み、派遣地域により異なる）※現金及び振込による事前徴収

- ① 研修費（事前研修、出発前研修、帰国後研修に係る宿泊費）
- ② 渡航に要する往復航空運賃のうち、10～12万
- ③ 海外旅行保険加入費

(イ) 上記参加費の他、以下の経費については各参加者のご負担となります。

- ① オンライン交流に必要な通信機器及び通信料
- ② 研修費（事前研修、出発前研修、帰国後研修に係る食費（実費））
- ③ 海外旅行保険で賅えない治療費及び付随する費用
- ④ 事前研修に参加するための往復旅費
- ⑤ 事業で指定されたPCR検査費用
- ⑥ 小遣いその他個人用に必要な経費
- ⑦ 往復航空運賃のち超過手荷物料、宿泊ホテル等における付随的費用

(ウ) 海外から参加する場合は国内交通費のみ支給いたします。

(エ) 参加費免除の申請について

独立生計者(※)でない者かつ奨学金受給者、授業料免除者、その他経済的理由により参加費の納付が困難な者は、参加費の免除を申請することができます。書類選考に合格した者のうち、参加費免除の申請を希望する者は必要書類を準備し、内閣府が指定する期日までに内閣府に申請してください（詳細及び申請様式は書類選考

合格後、希望する者に送付します)。内閣府で申請書及び必要書類を確認し、選考試験に合格した者のうち、認定された者の参加費を免除することとします。なお、上記(1)については、参加費免除となった場合でも、自己負担となるので注意してください。

(※) 独立生計者とは、以下の項目全てに該当する者を指します。

- ① 所得税法上、父母等の扶養親族でない者
- ② 父母等と別居している者
- ③ 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む）に150万円以上の収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者
- ④ 父母等（配偶者を除く）から経済的な援助を受けていない者。独立生計の場合は、世帯の構成員は申請者本人（配偶者や子どもがいる場合は含む）のみとなります。

(オ) 本事業を通じて、外国参加青年及び日本参加青年の相互理解と友好促進に貢献された青年に対しては、内閣府から本事業の修了証を交付します。

ただし、参加青年として決定後であっても、応募資格の条件に反することが判明した場合、事前研修（合宿およびオンライン）、オンライン交流、出発前研修、海外派遣、国際青年交流会議、帰国後研修及びオンライン事業報告会の全日程に参加しなかった場合、その他、参加青年として不適当と認められる行動があった場合には交付いたしません。

(カ) 本事業の応募に当たっては、「事後活動」の重要性についても認識してください。内閣府は、事業実施中の活動だけでなく、事業参加後、事業で得た学びを広く社会に還元することを目的にした事後活動も重視しています。内閣府の青年国際交流事業は歴史が長いので、「日本青年国際交流機構」(IYEO)を中心とした世界的なネットワーク、同窓会組織による事後活動の機会が充実しています。事後活動とは何かを知りたい場合は、内閣府発行の「事後活動ニュース」

(<https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/koho/index.html>) 又は IYEO ホームページ (<https://www.iyeo.or.jp/>) を御覧ください。事業に参加した先輩とつながれる連絡先はこちらです（各県 IYEO への連絡先 <https://www.iyeo.or.jp/about-us/localiyeocontact/>）。